

広島県告示第八百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定によつて、令和四年
広島県告示第九百四十号で指定した区域の一部について、指定を解除する。

令和五年六月十二日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定を解除する区域の所在地
尾道市美ノ郷町本郷字新池田二〇四五五番六の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に
適合していない特定有害物質の名称
ふつ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去